

解体等工事を始める前に

～大気汚染防止法に基づくアスベスト調査・説明・掲示の義務について～

建築物を解体・改修するときは、事前にアスベスト調査をする義務があります。

(大気汚染防止法第18条の15第1項)

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、工事の着手前に、アスベスト含有建材の使用の有無を調査することが義務付けられています。

アスベスト調査は、書面調査、現地調査、分析調査により行う必要があり、建築物石綿含有建材調査者など、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が調査を行うこととされています。

一般住宅であっても、
天井・壁の成形板や外壁の仕上塗材等に
アスベストが含まれている場合があります



アスベスト調査の結果は、発注者に説明する義務があります。

(大気汚染防止法第18条の15第1項)

解体等工事の受注者は、アスベスト調査の結果について、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、書面で発注者に説明することが義務付けられています。

また、解体等工事に伴い、大気汚染防止法に基づく届出が必要な場合は、届出事項の説明も必要となります。

アスベスト調査の結果は、工事の場所に掲示する義務があります。

(大気汚染防止法第18条の15第5項)

解体等工事の受注者（自主施工者を含む）は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、アスベスト調査の結果について、見やすい場所に掲示することが義務付けられています。



発注者は、アスベスト調査や建材の除去工事等において、費用や工期等の条件について配慮する義務があります。

(大気汚染防止法第18条の16)

解体等工事の発注者は、アスベスト調査やアスベスト建材の除去工事等が不適切に行われることが無いよう、その費用や工期等について配慮するよう義務付けられています。